

日田市規則第32号

日田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月14日

日田市長 原 田 啓 介

日田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

日田市介護保険条例施行規則（平成12年規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（保険料の減免）</p> <p>第3条 条例第8条第1項第1号から第4号までの規定による保険料の減免は、第1号及び第2号に規定する減免にあつては、災害等が発生した日の属する月から起算して1年間の保険料（当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて月割で計算した額の合計額）について、第3号から第5号までに規定する減免にあつては、申請の日以後の納期に係る保険料について、次に定めるところにより、保険料を軽減し、又は免除するものとする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>（保険料の減免）</p> <p>第3条 条例第8条第1項第1号から第4号までの規定による保険料の減免は、第1号及び第2号に規定する減免にあつては、災害等が発生した日の属する月から起算して1年間の保険料（当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて月割で計算した額の合計額）について、第3号から第5号までに規定する減免にあつては、申請の日以後の納期に係る保険料について、次に定めるところにより、保険料を軽減し、又は免除するものとする。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により次の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった者に対しては、同表の右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

事由	軽減又は免除の割合
死亡したとき	全部
障害者（地方税法（昭和25年法律第226号） <u>第292条第1項第10号</u> に規定する障害者をいう。以下同じ。）となったとき	10分の9

附 則

1～4 略

（令和2年7月豪雨により被災した被保険者に係る保険料の減免の特例）

5 令和2年7月豪雨の影響により、条例第8条第1項の規定を適用する場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、第3条第1項各号の規定にかかわらず、保険料を軽減し、又は免除するものとする。

(1) 第1号被保険者が居住する住宅につき令和2年7月豪雨により受けた損害の程度が全壊、大規模半壊、半壊若しくは床上浸水であること。

(2) 令和2年7月豪雨の被害を受けたことにより、第1号被保

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により次の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった者に対しては、同表の右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

事由	軽減又は免除の割合
死亡したとき	全部
障害者（地方税法（昭和25年法律第226号） <u>第292条第1項第9号</u> に規定する障害者をいう。）となったとき	10分の9

附 則

1～4 略

険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この項及び次項において「主たる生計維持者」という。）が死亡し、若しくは障害者に該当し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(3) 令和2年7月豪雨の被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この項及び次項において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

6 前項の場合における保険料の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、複数の区分に該当する場合は、減免額の大きいものを適用する。

(1) 前項第1号に該当する場合 当該第1号被保険者の保険料額に、次の表の左欄に掲げる損害程度の区分に応じ、同表の右欄に定める軽減又は免除の割合を乗じて得た額。ただし、長期避難世帯（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに該当する世帯をいう。）に属する世帯の第1号被保険者については、その居住する住宅の損害程度を全

壊とみなす。

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊	全部
大規模半壊・半壊・床上浸水	2分の1

(2) 前項第2号に該当する場合 全部

(3) 前項第3号に該当する場合 次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 当該第1号被保険者の保険料額

B 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その合計額）

C 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

d 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める軽減又は免除の割合。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、軽減又は免除の割合を10分の10とする。

主たる生計維持者の前年の 合計所得金額	軽減又は免除の割合(d)
------------------------	--------------

200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

7 附則第5項及び前項の規定による減免の対象となる保険料は、令和2年度分の保険料であって、令和2年7月6日から令和3年3月31日までの間に納期の末日の到来するものとする。

8 附則第5項及び第6項に規定する場合における条例第8条第2項の申請書については、第2条の規定にかかわらず、市長が別に様式を定めることができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日田市介護保険条例施行規則附則第5項から第8項までの規定は、令和2年7月6日以後に申請のあった保険料の減免について適用する。